

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 又 は 協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額と期限 (注2)	署名日 署名地 (効力注1) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
トンガ	トンガ王国政府に対する贈与に 関する日本国政府とトンガ王国 政府との間の交換公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係 当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金 の贈与	300,000千円 -----	H27.3.16 スクアロ フアで (同日)	日本側 葉室和親在トンガ 大使 トンガ側 サミエラ・ア キラシ・ボヒグア首相兼 外務貿易大臣兼教育・訓 練大臣	H27.4.2 103号
トンガ	国内輸送船用埠頭改善計画のた めの贈与に関する日本国政府と トンガ王国政府との間の交換公 文	国内輸送船用埠頭改善計画を実施するために必要な生 産物及び役務の購入	3,320,000千円 H32.12.31まで	H27.6.10 スクアロ フアで (同日)	日本側 沼田行雄在トンガ 大使 トンガ側 サミエラ・ア キラシ・ボヒグア首相兼 外務貿易大臣兼教育・訓 練大臣	H27.6.23 205号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をHO△△と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。